

(目的)

第1条 この内規は、関西学院大学動物実験管理規程（以下、動物実験管理規程とする。）の運用に関する諸事項について定めたものである。

(動物実験施設の設置及び改廃等の申請書)

第2条 動物実験管理規程第15条第1項第2号及び第18条に規定される動物実験施設の設置及び改廃等の申請は、所定様式による。

(飼養保管施設の要件)

第3条 動物実験管理規程第19条における動物実験施設の要件は下記の各号の通りとする。

- (1) 動物実験管理規程第1条にしたがい規定された必須要件をすべて満たすこと。また、努力義務等に関しても十分に配慮したものであること。
- (2) 動物実験責任者の所属する学会・団体等において、基準等が存在する場合には、それらについても遵守すること。
- (3) 動物実験管理規程第1条にしたがい、兵庫県知事に届け出ること。
- (4) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (5) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。
- (6) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- (7) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (8) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
- (9) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図れ、飼養保管施設又は設備により騒音の防止を図れることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができること。
- (10) 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の要件)

第4条 動物実験管理規程第22条における実験室の要件は下記の各号の通りとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(動物実験計画の申請及び報告書)

第5条 動物実験管理規程第8条第6号及び第23条に規定される動物実験計画の申請及び第8条第7号学外研究者・企業との共同研究に関する誓約書等、第11号危険物等を用いた実験に関する届出等、第14号動物実験等の実施結果の報告等は、所定様式による。

第6条 動物実験計画書は動物実験責任者が、当該動物実験等の実施に先立って統括管理者に提出し、動物実験委員会（以下、委員会とする。）の審査を経て、統括管理者の承認を得ておくこと。年度をまたぐ研究の場合は、3年間を限度として申請することができる。

2 動物実験計画書及び報告書は、同一テーマの動物実験等に関して各1部作成すること。ただし、少なくとも1年に1回は申請・報告を行うこと。同一年度の実験の場合、同じテーマでの複数の実験計画書の提出は出来ない。年度をまたぐ研究であっても、原則として年度単位で報告すること。

3 動物実験計画を中止した場合には、速やかにその旨を報告すること。

4 動物実験計画を変更する場合には、原則として事前に統括管理者に提出し、委員会の審査を経て、統括管理者の承認を得ておくこと。ただし、動物愛護及び動物福祉の精神に則り、緊急に計画変更が必要であると動物実験責任者が判断した場合にはこの限りではないが、その場合も必ず速やかに統括管理者に報告すること。

(哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の脊椎動物を使用する動物実験等の申請および報告書)

第7条 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の脊椎動物を使用する動物実験等を実施する場合は、動物実験責任者は当該動物実験等の実施に先立ち所定の様式で統括管理者へ申請を行うこと。年度をまたぐ研究の場合は、3年間を限度として申請することができる。当該動物実験等の承認の可否については、委員長一任とする。

2 動物実験の報告・中止・変更手続は前条に準じ、所定の様式で行うこと。

(動物実験計画の立案及び実験操作)

第8条 動物実験管理規程第23条における動物実験計画の立案及び実験操作に関しては下記の各号に基づくこと。

- (1) 動物実験管理規程第1条にしたがい必須要件をすべて満たすこと。また、努力義務等に関しても十分に配慮したものであること。

- (2) 動物実験責任者の所属する学会・団体等において、基準等が存在する場合には、それらについても遵守すること。
- (3) 実験操作に関する標準操作手続きを定めた手引きを、部局又は動物実験責任者ごとに作成し、動物実験委員会に提出すること。

(主管部課)

第9条 この内規に関する事務は研究推進社会連携機構事務部が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、動物実験管理規程第15条第1項第1号に基づき、委員会において審議し、研究推進委員会に報告する。

附 則

- 1 この内規は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 この内規は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 3 この内規は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
- 4 この内規は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。